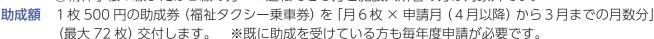
# 福祉タクシー代助成

重度障害者の方にタクシー代を助成します(毎年度申請が必要です)。



③精神手帳1級または2級の方 ※運転できる方と施設入所者の方は対象外です。



申請方法 各障害者手帳を持参の上、申請書をご提出ください。

※申請書は保健福祉課、今庄・河野事務所にあります。

■申請・問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

今庄事務所 ☎ 0778-45-1111 河野事務所 ☎ 0778-48-2111

# 令和4年度 狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射は狂犬病予防法で義務付けられています。年に1 回、必ず狂犬病予防注射を受けましょう。 犬の登録届出をしている方には、町から3月下旬に「はがき」を送付いたします。

### ◆日程(お住まいの地区以外でも接種可)

日時		場所
4月10日 (日)	9:00~ 9:20	河野住民センター 駐車場
	10:00~10:20	湯尾ふれあい会館 駐車場
	10:40~11:10	今庄住民センター 駐車場
	11:30~11:50	宅良地区公民館 駐車場
	13:00~14:00	南越前町役場 車庫前

## 【持ち物】

# 料金

■注射料金 1頭 2.750円

■注射済票交付手数料 1頭 550円

■新規犬の登録手数料 1頭 3.000円

### 狂犬病予防注射案内はがき

(表面:押印 裏面:問診票を記入)

#### 【注意事項】

- 当日は、事故防止のため、暴れないように飼い犬を押さえられる方がお越しください。
- ■当日都合の悪い場合は、町からの「はがき」を持参し、指定動物病院で注射を受けてください。
- ◆町の指定動物病院 次の動物病院でも犬の登録と狂犬病予防注射ができます。

(越前市) たけい動物医療センター、ヒロ動物病院、ミドリペットクリニック

(福井市) 小春どうぶつクリニック、柴田動物病院、山田動物病院

# 犬・猫のしつけと飼い主のマナー

# (1) 犬を飼うときの心構え

①犬の登録と狂犬病予防接種(年1回)

犬の飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射の接種(年1回)が義務付けられています。

②放し飼いの禁止

咬傷事故のほとんどが飼い犬によるものです。散歩をする際は必ずリードを付けましょう。

3周辺環境への配慮

他人の土地を糞で汚したり、異常な鳴き声・悪臭等により近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

# (2) 猫を飼うときの心構え

- ①室内飼育 猫にとって屋外は危険がいっぱいです。快適な環境が整っている室内で飼いましょう。
- ②不妊治療 メス猫は、生後半年で出産可能となり、オス猫は生後8~12ヶ月で交尾可能になります。 不幸な命を増やさないためにも、不妊治療をしましょう。

### (3) 虐待や遺棄の禁止

犬や猫を虐待したり、捨てる(遺棄する)ことは犯罪です。最後まで愛情を持って正しく飼いましょう。 違反すると懲役や罰金に処せられます。

•犬の未登録、狂犬病予防注射の未接種は、狂犬病予防法違反で20万円以下の罰金に処せられます。

- 注 ■犬の放し飼いは、福井県動物の愛護および管理に関する条例 (以下、県条例) 違反で 3 万円以下の罰金または科料に処せられます。
  - ■飼い犬・飼い猫の糞尿を放置し、周辺環境を汚して迷惑をかけた場合も県条例違反で罰則が適応される場合があります。
  - ■犬や猫をみだりに殺したり傷つけた者は、動物愛護管理法違反で5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処せられます。
  - ■犬や猫を遺棄した者は、動物愛護管理法違反で1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 07/78-47-8007

